

目黒会首都圏総支部規程

第1章 総 則

(名称)

第1条 この支部は名称を目黒会首都圏総支部（以下「総支部」という）という。

(目的)

第2条 総支部は目黒会の支部機関であって目黒会の事業を推進することを目的とする。

第2章 役員及び会員

(役員)

第3条 総支部には下記の役員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 総支部長 | 1名 |
| (2) 副総支部長 | 3名以内 |
| (3) 監査担当 | 1名以上 |
| (4) 会計担当 | 1名以上 |
| (5) 幹事 | 10名以上 |

(役員を選任)

第4条 総支部長及び副総支部長は幹事の互選により、幹事は会員の推薦により総会にて選任する。

2 総支部長は目黒会正会員とする。

(役員職務)

第5条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 総支部長は総支部を代表して会務を総理する。
- (2) 副総支部長は総支部長を補佐し、総支部長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は総支部の予算、決算、規程の改廃手続き及び総支部長、副総支部長並びに会員の諮問する事項を審議する。
- (4) 副総支部長又は幹事は総支部の会計事務及び庶務事項をつかさどる。

(顧問)

第6条 総支部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員会の推挙したものを総支部長が委嘱する。
- 3 顧問は総支部の目的の達成に寄与し、総支部長の諮問に応ずる。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は速やかに補充する。
- 3 任期途中で補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会員の範囲)

第8条 総支部の会員は首都圏（東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・茨城県・栃木県・

群馬県・山梨県)に在住し、又は首都圏に主たる勤務地を置く機関に勤務する目黒会
会員を原則とするが、他の道府県に在住、在勤であっても活動目的に賛同
すれば、会員となることができる。

第3章 会 議

(総会)

第9条 総会は総支部の最高機関であって下記に掲げる事項を審議する。

- (1) 前年度事業報告及び収支決算
 - (2) 重大な運営計画
 - (3) 規程の変更
 - (4) 解散
- 2 総会は毎年1回総支部長が招集する。但し、必要なときは臨時にこれを召集
することができる。

(役員会)

第10条 役員会は総支部長、副総支部長、及び幹事をもって組織する。

- 2 役員会は総支部の運営にあたる。
- 3 役員会は必要に応じ総支部長が招集する。

(役員会の議決)

第11条 役員会の議決は出席役員の多数決による。

第4章 代議員の選出

(支部代表代議員の選出)

第12条 総支部は、目黒会の要請に従い、総支部の正会員の中から1名の支部代表代議
員を選任する。

- 2 支部代表代議員の選任は支部総会での議決によることを基本とし、支部総会の
開催が困難な場合は支部役員会にて議決するものとする。
- 3 支部代表代議員の選任時期・任期等の条件は目黒会からの要請に含まれるもの
とする。
- 4 支部代表代議員に欠員が生じた場合は、1～2項に従い速やかに補充の支部代
表代議員を選任する。
- 5 補充の支部代表代議員の任期は、前任の支部代表代議員の任期を引き継ぐもの
とする。但し、補充代議員の残りの任期が6ヶ月未満の場合は選任しない。

第5章 個人情報保護

(個人情報保護)

第13条 総支部長、支部役員及び支部が管理する事務局員は、一般社団法人目黒会個人
情報保護規程を準用し、個人情報の保護に努めなければならない。

第6章 会 計

(経常費)

第14条 総支部の経費は目黒会よりの活動費及び寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第15条 総支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第7章 附 則

第16条 総支部の運営に必要な事項でこの規程以外の事項は役員会の議決を経て総支部長が別に定める。

第17条 この規程は平成17年9月24日より実施する。

平成24年6月30日 改定

平成25年6月29日 改定

平成27年6月27日 改定

平成28年7月3日 改定